

別記8

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（木造公共建築物等の整備）実施要領

第1 目的

この事業は、公共建築物等での木材利用を定着させるため、県民の多くが利用する施設の木造・木質化を支援することにより、木材利用への理解を深める場を提供し、他の公共的施設や民間住宅への利用促進を図る。

第2 交付の条件

この交付金は、県実施要領の別紙1に掲げる事項を条件として交付するものとし、交付決定に際し県実施要領の別紙1及び別記を付すものとする。

第3 事業計画の作成

- 1 市町村長は、事業の要望に係る個別の施設の具体的内容について事業計画書（別記様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった事業計画書を審査及び、事業計画チェックリスト（別紙様式第5号）を作成し、適切と認められるときは知事に進達するものとする。
なお、地域振興局長等は、必要に応じて、市町村長に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。
- 3 知事は、提出された事業計画書について実施要件や指標の妥当性等から内容を審査し、適当と認められる場合にこれを承認し、予算の範囲内で市町村長にその旨を通知する。

第4 事業計画の変更

- 1 市町村長は、当該事業計画の内容を著しく変更して実施する必要があるが生じた場合、速やかに変更事業計画を作成し、地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。
なお、著しい変更とは県交付金交付要綱別表に規定する重要な変更を指す。
- 2 地域振興局長等は、市町村長から提出のあった変更事業計画書を審査し、やむを得ないと認められるときは知事に進達するものとする。
- 3 知事は、提出された変更事業計画内容がやむを得ないと認められるときはこれを承認し、市町村長にその旨を通知する。

第5 事業の内容及び採択基準等

事業の内容及び、事業実施主体については、国実施要綱別表1のⅡの「木材産業等競争力強化対策」及び県交付金交付要綱別表I-8による。また、事業の採択基準等は、国実施要領別表1のⅡによる。

第6 交付事務及び事業遂行のための報告等

1 着手報告

事業の着手は、県交付金交付要綱に基づく交付金交付決定後に行うものとする。ただし、第4の3の事業計画の承認後に、やむを得ない事業により交付決定前の着手を必要とする場合は、県実施要領第12に規定する交付決定前着手に係る届出を行うものとする。届には、交付決定前着手事業の内容（別記様式第2号）を添付書類として届け出ること。

市町村長は事業に着手したときは、その日から7日以内に着手報告書（別記様式第3号）を知事に提出する。

2 遂行状況報告

市町村長は、県交付金交付要綱に規定する事業の状況報告について、交付決定に係る年度の9月30日現在の状況を、10月10日までに、知事に提出する。

3 完了報告

市町村長は、事業を完了したときは、速やかに完了報告書（別記様式第4号）を、知事に提出するものとする。

4 手戻工事等

市町村長は、工事の完成前に一度実施した工事が災害等により被災し、再工事を必要とする場合は速やかに地域振興局長等に届け出て、その措置について指示を受けること。

第7 検査

知事は、市町村長から事業完了報告書の提出があったときは、速やかに事業完了検査を行うものとする。

完了検査は、「新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月20日付け新潟県告示第1591号）」及び「新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）」等に基づいて行うものとする。

第8 施設の管理等

市町村長は、善良な施設の管理、運営及び県産材の普及を行うこととし、当該施設には県産材を使用して整備されたことを利用者等に明示するための標識などを設置する。

また、市町村長は本事業における木材利用を通じて社会的な課題解決に資するよう

努めるものとする。

第9 達成状況報告

県実施要領第7に規定する目標達成状況報告には、施設のパンフレット等概要の分かるもの、施設の利用状況の分かる書類(写真等)、図面(施設配置図、平面図、立面図等)、事業対象施設における木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその度合いを測る指標をとりまとめたもの、その他必要な書類を添付書類として提出すること。

第10 その他

- 1 市町村長が、この要領により知事に提出する書類は、地域振興局長等を経由するものとし、提出部数は2部(知事1部、地域振興局長等1部)とする。
- 2 「新潟県財務規則(昭和39年新潟県規則第12号)」第3条第1項によって地域振興局長等に執行が委任された事業については、第6及び第7において「知事」とあるのを「地域振興局長等」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月19日から施行し、令和元年度事業から適用する。

年度

林業・木材産業成長産業化促進対策事業
(木造公共建築物等の整備) 事業計画書

市町村名

年 月 日

1 事業の概要

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者				
事業実施場所		関連する 補助事業名				
事業種目 (施設種別)		事業の内容 (新築・改築・増築、 内装、外構等)				
主な用途						
期待できる 事業効果						
事業 費	項目	総事業費 (円)	事業費負担区分			
			県補助金 (円)	その他補助金 (円)	事業実施 主体 (円)	その他 (円)
	計					
事業着手予定年月日						
事業完了予定年月日						

2 補助金額の算定

建築工事と内装工事の併用は不可。

① 特に推進する要件に該当する場合

木造公共施設の場合

補助金額 (円) (A)=(B)×1/2	当該補助に係る建築 工事費 (円) (B)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

木質内装の場合

補助金額 (円) (A)=(B)×1/2	当該補助に係る内装 工事費 (円) (B)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

② 特に推進する要件に該当しない場合

木造公共施設の場合

補助金額 (円) (A)=(B)×0.15	当該補助に係る建築 工事費 (円) (B)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

木質内装の場合

補助金額 (円) (A)=(B)×0.0375	当該補助に係る内装 工事費 (円) (B)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

3 使用木材調書

[施設整備に使用する木材の品目・数量]

使用木材種別	主たる樹種	使用数量(m3)
木材		
うち地域材		

4 採択要件の確認

① 施設の規模 (延べ床面積300平方メートル以上)

延床面積(m2)	
----------	--

② 地域材利用量

○木造公共施設の場合 (床面積1平方メートルあたり地域材使用量0.18立方メートル以上)

当該補助に係る施設の 地域材使用量 (m3) (A)	延べ床面積 (B)	割合(C)= (A)/(B)

③ 施工面積

○木質内装の場合 (木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300平方メートル以上)

内装合計面積 (m ²)	
--------------------------	--

④ 地域材使用量

当該補助に係る施設の 地域材使用量 (m ³) (A)	当該補助に係る施設の 総木材使用量 (m ³) (B)	割合 (C)= (A)/(B)
(C) ≥ 0.6 ⇒ 採 択 (C) < 0.6 ⇒ 非採択		

⑤ 費用対効果 1.0以上

費用対効果分析の計算結果	B / C =
--------------	---------

⑥ 学校関連施設の場合

文部科学省のエコスクール認定をうけているか (認定を証する書類の写しを添付すること)	有 ・ 無
---	-------

⑦ 補助施設の所在市町村における木材利用方針の策定

「公共建築等における木材の利用の促進に関する法律」に基づいた市町村方針を策定しているか。 策定していない場合、いつ頃策定予定か。 (※交付申請時には方針策定されていること。)	有 ・ 無 年 月 頃
---	----------------

5 採択優先度の判定

<p>[木材利用の特徴]</p> <p>当該補助に係る施設の木造・木質化についての先駆性、地域におけるシンボル性など、モデルとなりうる特徴を具体的に記載すること。</p>	
---	--

添付書類：位置図、平面図、現況写真(カラー)、概略設計図書（補助金額の根拠が分かる図面）、延床面積根拠計算書(内装費の場合は内装に係る延床面積の計算書)、使用木材数量計算書(総木材、国産材、地域材それぞれの計算書)、および申請者の組織概要がわかる資料（登記簿謄本の写し、組織規約、名簿等）、消費税の納税対応状況確認表を添付して下さい。

事業実施主体の消費税等納税対応状況確認表

事業実施主体		確 認 該当する 欄に○	交付金	消費税 報告
課税業者	市町村等、簡易課税業者、免税業者以外の事業者		税抜	不要
市町村等	地方公共団体又は消費税法第60条第4項に該当する人格のない社団等が事業実施主体であるもの		税込	不要
簡易課税業者	消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者		税込	※
免税業者	消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者		税込	※

※ 実績報告後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、県交付金交付要綱に定める報告が必要。

交付決定前着手事業の内容

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者				
事業実施場所		関連する 補助事業名				
事業種目 (施設種別)		事業の内容 (新築・改築・増築、内 装、外構等)				
主な用途						
期待できる 事業効果						
事業 費	項目	総事業費 (円)	事業費負担区分			
			県補助金 (円)	その他補助金 (円)	事業実施主体 (円)	その他 (円)
	計					
事業着手予定年月日						
事業完了予定年月日						

添付書類：実施設計図書

※事前着手の条件

- 1 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 2 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、事業計画の変更を行わないこと。

別記様式第3号（木造公共建築物等の整備）

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

市町村長 印

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（木造公共建築物等の整備）着手報告書

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（木造公共建築物等の整備）の下記事業に着手したので、林業・木材産業成長産業化促進対策事業（木造公共建築物等の整備）実施要領第5の1の規定に基づき報告します。

記

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者				
事業実施場所		関連する 補助事業名				
事業種目 (施設種別)		事業の内容 (新築・改築・増築、 内装、外構等)				
主な用途						
期待できる 事業効果						
事業 費	項目	総事業費 (円)	事業費負担区分			
			県補助金 (円)	その他補助金 (円)	事業実施主体 (円)	その他 (円)
	計					
事業着手年月日						
事業完了予定年月日						

新潟県知事 様

市町村長 印

林業・木材産業成長産業化促進対策事業（木造公共建築物等の整備）工事完了報告書

年度林業・木材産業成長産業化促進対策事業（木造公共建築物等の整備）の下記事業の工事が完了したので、林業・木材産業成長産業化促進対策事業（木造公共建築物等の整備）実施要領第5の2の規定に基づき報告します。

記

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者				
事業実施場所		関連する 補助事業名				
事業種目 (施設種別)		事業の内容 (新築・改築・増築、 内装、外構等)				
主な用途						
期待できる 事業効果						
事業 費	項目	総事業費 (円)	事業費負担区分			
			県補助金 (円)	その他補助金 (円)	事業実施主体 (円)	その他 (円)
	計					
事業着手年月日						
工事完了年月日						

添付書類：精算設計図書、竣工写真、県産材のPR状況を確認できる図書等(標識等の図面や写真、パンフレットや新聞、ホームページの写し等)

チェックリスト

メニュー名 :	事業種目 :		事業実施主体 :
項 目	チェック欄	備考欄	考え方
1 採択要件	/	/	採択要件欄のうち一つでも×があれば、不採択。
ア 木造公共施設の場合、当該補助に係る施設の地域材の利用量が、床面積1m ² あたり、0.18m ³ 以上となっているか。			特殊な構法又は用途によるものはこの限りでない
イ 木質内装の場合、木質内装を行う床及び壁等の合計面積が300m ² 以上となっているか。			
ウ 対象施設の延べ床面積が300m ² 以上か。			
エ 木造公共施設の場合、構造耐力上主要な部分に J A S 製材品を使用しているか。			除外規定あり 県要綱附表1-4 (2) ②
オ 当該補助に係る施設の総木材量の内、県産材の占める割合が6割以上となっているか。			
カ 費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。			
キ 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。			
ク 学校関連施設の場合、文部科学省エコスクール認定を受けているか。証する書類の添付があるか。			学校関連施設を整備する場合のみ記入、その他の場合は「-」を記入。
ケ 当該補助施設の所在市町村において、木材利用促進法及び方針に基づく市町村方針を策定しているか。			事業主体にかかわらず記入。未策定の場合は、交付申請までに策定必要。
2 施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。			管理運営に関する規則や計画を策定している（若しくは策定予定）か。
3 施設等の利活用の見通し	/	/	/
ア 近隣市町村の類似施設の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。			
イ 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を踏まえているか。			対象者や時期による利用者数の増減等の実態に即した利用形態となっているか。

(注) チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「-」を記入すること。
(必要に応じて名称等を記入。)